

別 記（第4条関係）

1 交付金の交付対象経費、交付対象経費の範囲及び交付金の額等は次のとおりとする。

事業名	幼児教育推進体制の充実・活用強化事業
交付対象事業者 (補助事業者等)	都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）
間接補助事業者等	市町村
交付対象経費	<p>公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対する一体的な域内全体の幼児教育の質の向上のため、地方公共団体の幼児教育の推進体制（以下「体制」という。）の充実及び活用強化に必要な次の1～4の項目を実施するに当たり必要となる報酬、給料、職員手当等、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、補助金、委託費。取り扱いに際しては、都道府県・市町村が持つ他の事業経費と区別して取り扱うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幼児教育アドバイザーの配置・育成など、体制の充実に係る経費 2. 体制活用のための人材育成方針の作成・活用に係る経費 3. 研修支援、幼小接続の推進など、体制の活用に係る経費 4. 都道府県・市町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作りに係る経費
交付対象経費の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象経費の範囲 次の①～④の経費を交付対象経費の範囲とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 幼児教育アドバイザーの配置・育成など、体制の充実に係る経費 公私立幼稚園、保育所、認定こども園に対する訪問支援等を行う幼児教育アドバイザーの配置に係る人件費、幼児教育アドバイザーの質の向上のための連絡協議会や研修に係る経費、新規の幼児教育アドバイザーを育成するための研修に係る経費等を対象とする。また、本事業の遂行に必要な事務補助員の人件費等についても対象経費とする。 ② 体制活用のための人材育成方針の作成・活用に係る経費 体制活用のための人材育成方針の作成に当たって開催する有識者会議の開催に係る経費、印刷製本費、活用を促進するための周知に係る経費等を対象とする。 ③ 研修支援、幼小接続の推進など、体制の活用に係る経費 幼児教育アドバイザーの訪問支援経費、研修開催に係る経費、接続カリキュラムの作成・活用に係る経費等を対象と

	<p>する。</p> <p>④ 都道府県・市町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作りに係る経費 都道府県と市町村の幼児教育アドバイザーの連携に係る連絡協議会、行政関係者・園長会・関係団体等による関係者協議会等の開催経費、都道府県が交付対象事業を実施する市町村を支援する補助金及び委託費等が対象となる。</p> <p>2. 第三者へ委託を行う際の留意事項 業務の全てを直接執行することが困難な場合、その一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合にあってもその業務遂行に係る責は交付対象事業者に帰するものとする。</p> <p>3. その他 交付対象経費の範囲について必要な事項は、別に通知する。</p>
交付金の額	交付対象経費の1 / 2以内とする。

算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。